

## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

公表するのは「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」です。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は「経営健全化計画」を定め、財政又は経営の健全化を図らなければなりません。

令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

### 1 健全化判断比率

区分	西原村の比率	西原村に適用される基準	
		早期健全化基準 (イエローゾーン)	財政再生基準 (レッドゾーン)
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	7.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

※健全化判断比率はいずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。なお、実質赤字比率及び連結実質比率は赤字額が生じないため、将来負担比率も将来負担額が生じないため「—（該当なし）」で表示しています。

### 2 資金不足比率

特別会計	西原村の比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	20.0%
中央簡易水道事業特別会計	—	

※各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業がなく該当なしのため「—（該当なし）」で表示しています。

上記のとおり西原村の指標は、「早期健全化基準及び経営健全化基準」を下回っているため、健全な状況であると判断できます。

## 解説

### (1) 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合。この比率が高いほど財政運営が厳しいこととなります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額：実質収支額が赤字（マイナス）である時の額

$$\text{実質収支額} = (\text{歳入} - \text{歳出}) - \text{翌年度へ繰越す財源}$$

※標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので標準税収入額等に普通交付税を加算した額

※本村の場合：以下のとおり赤字額はない（黒字）ため、比率はマイナスとなり「－（該当なし）」となります。

$$-17.70\% = \frac{-610,236}{3,445,779}$$

### (2) 連結実質赤字比率

特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する割合。この比率が高いほど財政状況が厳しいこととなります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：全会計の赤字と黒字を合算した地方公共団体全体の赤字額

※本村の場合：以下のとおり赤字額はない（黒字）ため、比率はマイナスとなり「－（該当なし）」となります。

$$-32.87\% = \frac{-1,132,720}{3,445,779}$$

### (3) 実質公債費比率

標準財政規模に対する実質的な公債費（借金の返済金）相当額の割合で、過去3年の平均値です。この比率が高いほど、財政の弾力性が低下し財政状況が厳しいこととなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

※元利償還金等とは、地方債の元利償還金に次の①～⑤を加算した合計額です。

- ①満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還金相当額
- ②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
- ③一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
- ④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤一時借入金の利子

※本村の場合：早期健全化基準を下回っており健全な状況と判断できます。

			836,592	-	695,519	
(R1年度)	6.61% =		2,822,783	-	688,619	
(R2年度)	7.67% =		1,003,323	-	829,859	
			3,091,105	-	829,379	
(R3年度)	7.59% =		1,134,171	-	944,154	
			3,445,779	-	943,767	

3カ年平均「7.2%」

#### (4) 将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、この比率が高いほど将来の負担額が多く、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いこととなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

※将来負担額は次の①から⑧までの合計額です

- ①一般会計等の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ④一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充てる村からの負担等見込額
- ⑤職手当支給予定額（全職員に対する期末支給予定額）のうち、一般会計等の負担見込額

- ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※本村の場合：将来負担額より充当可能基金額等が上回るため分子がマイナスとなることから比率も「－（該当なし）」となります。

$$-105.4\% = \frac{10,811,989 - 13,451,609}{3,445,779 - 943,767}$$

#### （５）資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額（赤字額）の事業の規模に対する比率で、この比率が高いほど、料金収入額で赤字額を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営が厳しい状況となります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

#### ※資金の不足額

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

#### ※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

#### ※事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※本村の場合：以下のとおり両会計とも資金不足は生じていない（黒字）ため比率は「－（該当なし）」となります。

$$\text{工業用水道事業} \quad -14.01\% = \frac{-211,377}{15,085}$$

$$\text{簡易水道事業} \quad -38.29\% = \frac{-31,151}{81,366}$$

参考

健全化判断比率等の対象会計のイメージ

【西原村】

